

会報

いしかわ

1998.8月. No24



珠州市飯田 燈籠山まつり



石川県行政書士会

目 次

会長あいさつ	1
知事あいさつ	2
定時総会	3
情報コーナー	5
活動の報告	9
意見箱のコーナー	13
交流レポート	14
会務報告	15
会務日誌	16
編集後記	22

表紙写真

京都・祇園祭系の曳山祭りでもあるが、神様をお迎えした町民が山車を造ってにぎやかに町内を曳き回り、神々を慰め、奉ったのが燈籠山の起りとか。文化11（1814）年、7人の町民が「従来の山車では物足りない」と考え、越中・氷見の山車を参考に工夫をして屋台の上に梓障子、小台、大台、人形を積み重ねた高さ約14尺の山車を作ったという記録がある。

このジャンボな燈籠山はその後、飯田町に電柱架設工事が始まった大正3年まで続いた。多い時で7基が出たが、家々の屋根からはるかに飛び出した光景は見事である。

これまで29年、47年、51年、58年、59年の5回、市民の前に昔ながらの燈籠山が登場。昨年は飯田町燈籠山保存会も結成され、恒例化への気運が高まっている。今年は北陸電力の粋な計らいで通称シーサイド通りの横断電線が移設され、約三百尺ではあるが燈籠山を曳くことができる。



電子化に対応

会長 藤井 國穂

平成10年度の定時総会は、会員各位のご支援とご協力によりまして無事終了致しました。厚くお礼を申し上げます。特に、ご承認賜りました会費の改定については、種々ご指摘いただきましたご意見、ご要望を真摯に受け止め今後の事業運営に充分反映させる所存です。

昨年発表されました「行政書士による業務独占の廃止」の規制緩和の問題では、“国民の生命と財産を護る”という立場で、行政書士会挙って反対運動を展開し、規制緩和小委員会の主張を大きく後退させ、我々の主張の正当性が評価されました。論点公開の中で、小委員会の主張が、行政改革の目的に逆行するばかりではなく、国民生活に重大な支障を来し無用の混乱を招きかねないことを露呈させました。3月に規制緩和委員会が発足し、この問題は新たな局面を迎えることになりましたが、今後も委員会の動向には充分注意し、迅速で的確な対応を心がけて参ります。また、昨年の小委員会の答申を受けて、自治省による「行政書士制度のあり方に関する懇談会」が設置され、6月24日に開催されました第1回目の会合では、参入規制、業務独占について議論がされ、行政書士試験の受験資格要件の廃止が打ち出される等、今後のこの懇談会の報告にも注目する必要があります。

一方、電子化、電子申請の問題ですが、今後行政の電子化によって、申請書類の電子化が急速に進むものと思われます。既に、建設省の11・12年度の指名願定時受付をインターネットによる申請も受け付けると発表されております。昨年参画いたしました電子商取引の実証実験の成果を踏まえて、本年度は、これらに対応するため、コンピューター及びその周辺機器を整備し、行政書士会のホームページを開設したいと考えております。それにより、情報の伝達がタイムリーに、また、スムーズに行われ、また、我々の業務のPRに大きな威力を発揮するものと期待しております。電子申請に関する研修会も重点的に行い、皆様方が充分な対応が出来るようにしたいと思います。

最後に、今後も民主的運営に充分に心がけ、明るいそして活力ある石川県行政書士会づくりに最善の努力を重ねて参りたいと存じます。会員各位には、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。



祝 辞

石川県知事 谷 本 正 憲

本日、石川県行政書士会の平成10年度定時総会が開催されますことを心からお慶び申し上げます。

はじめに、先程、多年にわたり行政書士業務に精励された御功績により、栄えある会長表彰を受けられました皆様方に、心からお祝いを申し上げます。

また、行政書士の皆様方におかれましては、地域住民と行政の懸け橋として、また身近な相談相手として業務に精励され、地域住民の信頼を得ているところであり、長年の御努力に対し、心から敬意を表する次第であります。

さて、御承知のとおり、最近の社会経済情勢は、国際化、高度情報化、少子化、高齢化など著しく変化しつつあり、行政分野におきましても多様化、専門化が進むとともに、規制緩和、地方分権などの諸制度の改善が求められております。

皆様方におかれましては、住民の権利の擁護と行政の円滑な運営のために、その業務の重要性と公共性を十分に御認識されますとともに、時代の変化に対応した業務の改善に努められ、一層の御活躍をされますことをご期待申し上げます。

県といたしましても、「個性、交流、安心のふるさとづくり」を基本目標とする石川県新長期構想「世界に開かれた文化のくにづくり構想」の実現に向けて全力で取り組むとともに、簡素で分かり易い行政の推進に努めているところであり、県民と行政をつなぐ行政書士の皆様方の一層のご協力をお願い致します。

最後になりましたが、皆様方の御健勝と石川県行政書士会のますますの御発展を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

400 mb.

平成10年度定時総会開催

“会長表彰9会員に！”

去る5月22日（金）午後2時から加賀市山代温泉山下家において平成10年度定時総会が開催された。

総会は宮川総務部長が司会をし、出席者全員により、故山本吉雄元会長、故今井孝次会員、故道下久作会員に対し黙禱が行われた。山下副会長は開会の挨拶で、参加者各位の建設的な意見と慎重な審議を求めた。

藤井会長は挨拶のなかで、昨年の規制緩和と小委員会の「行政書士の業務独占の廃止」に対する阻止行動、電子商取引の「実証実験、



建設業許可申請に伴う営業手続修了変更届出書」における活動など平成9年度事業活動の成果を報告した。

次に、永年にわたり行政書士会の発展に功績のあった9会員に対し会長表彰を行った。受賞者を代表して垣内久米吉（小松）会員に表彰状が授与された。

会長表彰者は次の方々です。（敬称略）

- ・辻口外治（金沢）
- ・小倉通夫（金沢）
- ・香林和子（金沢）
- ・平元静雄（金沢）
- ・後出博敏（金沢）
- ・垣内久米吉（小松）

- ・宮本幸子（小松）
- ・山口富雄（小松）
- ・谷口武雄（輪島）

来賓各位を代表して、石川県司法書士会皆川会長、石川県知事代理総務部総務課安田課長、日行連盛武会長代理福井県行政書士会竹内副会長から丁重な祝辞を頂いた。なお、当日の来賓者として、他に石川県社会保険労務士会竹村会長、北陸税理士会石川県支部連絡協議会田村副会長、石川県土地家屋調査士会沖田副会長、当会相談役吉田元会長、同濱井前副会長にご出席頂いた。

引き続き、太田監察部長より石川県知事谷本正憲氏をはじめ14通の祝電の披露があった。

司会者から、総会員数280名、出席会員196名（本人出席44名、委任状出席152名）により総会の成立要件である定足数を満たした旨、本総会が適法に成立したことの報告があった。議長選任について、司会者一任の声があり、異議なく議長に金沢支部の末岡会員、副議長に同じく吉田会員が選任され、議長団は席につき、挨拶の後、議事録署名人に小松支部の重森会員と珠洲支部の齊藤会員を指定し、議案審議に入った。第1号議案と第2号議案である平成9年度事業報告と決算報告の質疑が行われ、満場一致の賛成で可決成立した。





第3号議案と第4号議案である平成10年度事業計画（案）、予算（案）および当該予算を遂行のために提案された第5号議案の会則別表2の変更（入会金、年会費の規定）についても承認可決した。これにより、新年度から、入会金 100,000円、年会費72,000円に改訂になる。

最後に、第6号議案である日本行政書士会連合会総会代議員及び同中部地方協議会代議員の選出について、議案書提案の各会員を選出したい旨提案し、議場に諮ったところ異議なく可決した。

1. 日本行政書士連合会 総会 代議員
 - ・山下岩雄副会長
 - ・茅野勇平副会長
 - ・宮川外茂次総務部長
 2. 同中部地方協議会 総会 代議員
 - ・高位孝一副会長
 - ・丹保仁吾郎副会長
 - ・茅野勇平副会長
- 同オブザーバー
- ・宮川外茂次総務部長

経営事項審査基準の改正に伴う申請書等の記載要領検討会開催

建設業における経営事項審査の審査基準が改正され、本年（平成10年）7月1日より施行されることとなった。

それに関して、さる6月9日（火）午後1時30分より労済会館2階第2会議室に於いて新経審について更に理解を深め、対応に万全を期すため石川県行政書士会主催による検討会が開催されました。出席者60名（内補助者5名）あり、会員の関心の深さが伺えました。藤井國穂会長の挨拶の後、業務指導部茅野勇平副会長、業務指導京念昇部長、監察太田勉部長によって新経審改正のポイントについて



県の記載要領説明の印刷物を資料に、改正事項について解釈の検討会が行われました。以下改正の概要です。

1. 各項目の評点幅の見直し
2. 技術職員評価の見直し
3. 専門的な技術の評価に資する経営事項審査の見直し
4. 契約後VE（Value Engineering）に係る工事の完成工事高の評価の特例
5. 建設業者のリストラ推進による評点の激変緩和措置
6. 経営事項審査の結果の公表
7. 経営事項審査の添付書類の様式の改正
8. 改正に伴う再審査について
9. 新しい基準に伴う経営事項審査の結果通知は平成10年8月下旬以降となる。

（金沢支部 小山 秋子） 以上

高度情報化社会に即応する行政書士 をめざす事業方針など承認

日本行政書士会連合会 平成10年度定時総会開催

総務部長 宮川外茂次

さる6月18・19日にわたり日本行政書士会連合会平成10年度定時総会が神戸市のポートピアホテルにおいて開催され、新年度事業方針等が原案通り可決承認された。

今総会は、昨年総会直後に政府規制緩和小组委員会から発表された「行政書士の書類作成の業務独占の廃止」に対する全国的阻止対策運動から始まり、急速に電子申請（コンピューターによるインターネット申請やフロッピーディスクによる申請など）化する許可申請業務に個々の行政書士が対応できる環境を作ることが求められており、そのための各種事業活動を展開してきた1年であったことと各单位会の協力により評価される結果となったとの報告があった。このことは、当然当会も同様であり全国的活動に積極的に参加しつつ当会会員の将来に展望が持てる活動を続けてきたことには評価されるものと確信した。

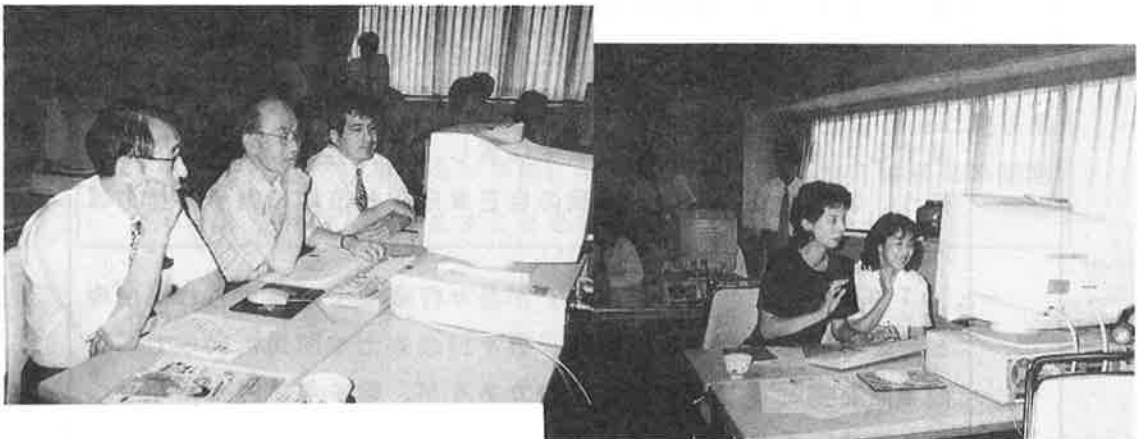
また議案審議に先立ち日行連の重要事業であった「電子商取引実証実験」に当会が取り組み成果を上げたことに対し、感謝状の授与があり、長年に亘り行政書士制度の発展に寄与された諸先生に自治大臣及び日行連会長表彰があり、当会からは増村有（金沢）、山下岩雄（加賀）、谷内広（輪島）の各先生が表彰された。

2日間に亘る審議は、極めて活発に行われ行政書士を取り巻く環境の厳しさと一方時代に即応した事務所運営を行えば明るい展望があり、そのためにも連合会と単位会が一丸となって事業に取り組むことが承認された。

特に、日行連では急速に押し寄せる高度情報化の波にたじろぐことなく、法整備を含め取り組む決意の表明があり同時に単位会や個々の会員においても積極的に取り組む必要性があるとの説明があった。

一日目の総会終了後懇親会が催された。総会での審議とは一味違った意見交換や情報交換が活発に行われ、事業活動や運営の参考にするべき情報を得ることが出来た。

なお、当会からは日行連役員として藤井会長、代議員として茅野副会長（会長代理）、同山下福会長、同宮川総務部長、が出席し重森法規企画部長がオブザーバーで参加した。



電子申請に関するパソコン学務研修会（7月3日）

日行連中部地方協議会 平成10年度定時総会開催

金沢支部 丹保仁吾郎

さる6月6日(土)福井県三国町三国観光ホテルにおいて、みだしの定時総会が開催され、当会からは藤井会長(中部地協副会長)茅野・丹保両副会長、宮川理事、的場理事(オブザーバー)が出席した。総会では盛武日行連会長挨拶(内容 — ①行政書士制度懇談会の発足について②電子申請問題について

③倫理観の高揚について)のあと、事業計画等4議案が審議可決された。

なお総会后意見交換会が開かれ、各県より意見、提案、業務事例紹介があり、次の2件の意見書を日行連に具申することとした。

1. 車庫証明業務について(岐阜)
2. 代理権と電子申請について(石川)

(注)石川提出意見書の内容は下記に掲載します。

平成10年度
中部地方協議会定時総会

意見・要望

石川県行政書士会

会長 藤井 國 穂

表題	代理権と電子申請
	<p>我々行政書士は、国民の負託に応えるべく以下のことについて早急に実現を図らねばならない。①行政書士法を改正し、電子申請に対応すべく「電磁的記録物を書類とみなす」を明文化する。②同様に法改正により、申請代理権を取得する。③行政書士会で認証性及び公証性のある独自のサーバー(電子認証公証局)を設置する。④各士業の団体同士で協調し、電子申請に関する協議を行う。⑤規制緩和による国民の自己責任化と市場の競争原理の導入に対応する。</p> <p>「国民の生命と財産を護る」が我々行政書士に与えられた使命と考える。その使命に基づき、我々行政書士が国民に代って各種の申請を業として行っているのであるが、電子申請時代になりつつある今、早急にその対応を図らねばならない。</p>

主旨

従って、法を改正して電磁的記録物（オン、オフラインの申請全てに対応するもの）は書類であると明確に規定し、申請に係る代理権も確保することが、まず先決である。その上で、行政書士会の独自のサーバーを確立することで、行政書士の登録制度を利用した、いわば自治大臣が認めた国家が保証する初期認証が可能となる。と、同時に、有資格者である行政書士が関与して行った真正な申請文書との公証も可能となります。それによって、その申請事項は真正な申請であるとの担保とすべきである。

もって、行政当局の事務の効率化に寄与でき、当然、国民の負担軽減も図られる。だが、このことは行政書士会だけで独自に活動しても国民のコンセンサスを得ることは極めて困難であろう。各士業が相互に協力し、有資格者による代理申請のみが真正な申請を保証する唯一の方法であることを国民から認知され、有資格者としての職能的立場を確立しなければならない。

各士業団体と協調協議しながら、士業全般の問題として法改正等に当たらねば実現しないものと思料する。行政書士やその他の有資格者が、有資格者としての守秘義務、誠実義務、現在までのノウハウの蓄積などで一般消費者である国民の負託に依って信頼を得ることで、国民の負担軽減と自己責任に対応すべきで、規制緩和政策によって発生・参入するであろう同様のサービス業者との差別化を図らねばならない。

依って、中部地方協議会においても、早急にこれらの実現に向けて対策を講じられますよう、意見を具申します。又、中部地方協議会の本総会において決議の上、日本行政書士会連合会に電子申請対策と代理権取得が早期に実現する様、中部地方協議会の総意として申し入れますことを希望します。

自治体への訴えに 大きな成果

昨年6月突然、政府行政改革委員会規制緩和小委員会が「行政書士の書類作成業務の独占廃止」の論点公開を発表して以来、日項連を先頭に全国各行政書士会が国民の利益擁護の立場から様々な阻止行動を展開してきました。我が石川県行政書士会では、全国でもっとも早く「行政書士の書類作成業務の独占廃止」阻止闘争本部を設置し反対運動に立ち上がりました。この全国的な反対運動により規制緩和小委員会の最終意見書が大幅に後退したことは会報「いしかわ」23号で既報のとおりです。

当会の取組みの大きな成果のひとつは平成9年9月県議会における「行政書士制度見直しに関する意見書」可決であり、また、金沢市議会をはじめとした沢山の市長村議会でも同様の意見書や請願が各支部の精力的な請願や申入れ活動の中で採択されたことです。

これまで、行政書士法改正や車庫証明業務の適正化など行政書士を取り巻く環境を改善する取組みを日行連から求められたことが沢山ありましたが、石川県でその事についての意見書や請願の提出はこれまで一度もなく、採択ありません。今回の取組みが初めてであり、また、可決や採択される成果も得ることができました。

さらに、請願書や陳情書が採択されなかったが提出しご審議いただいた市町村議会も全



体の8割を越えました。多くの議会へ提出できたことは行政書士の社会的認知を促進することになり、また、社会的認知が遅れていることの再認識となるなど今後の行政書士会の社会的認知に向けた取組みの糧となることと思います。

なお、意見書の可決及び請願の採択がなされた議会は次のとおりです。ご協力ありがとうございました。

☆石川県
 ☆金沢市 ☆松任市 ☆七尾市 ☆羽咋市
 ☆輪島市
 ☆美川町 ☆鶴来町 ☆内灘町 ☆宇ノ気町
 ☆高松町 ☆押水町 ☆門前町
 ☆能都町 ☆穴水町 ☆柳田村

支部だより

小松支部長 前多 利彦

平成10年5月20日サンピア小松に於いて小松支部総会を開催した。

平成9年度決算承認、平成10年度事業計画及び予算案とも全会一致をもって承認された。

今般の本会の会費値上げに関し活発な意見交換が行われたが、値上げの幅が大きい、慎重審議を尽くして欲しい、一般会員へのコンセンサスが不足しているなどの意見が大勢を占め、今般の値上げを見直すべきまたは止まるべきだ、などの意見が多かった。又、値上げの必要性は理解できるが方法について考慮すべきだという意見もあった。

平成10年6月11日第1回支部役員会を開催し、今年度の事業計画実行につき話し合いを行った。

平成10年度事業活動方針

業務指導部長 京念 昇

はじめに

ご存じのように昨年6月18日、行政書士法の一部を改正する法律が法律第84号として公布され、目的規定、欠格事由及び罰則に関する規定の整備が行われて、公布の日から起算して一月を経過した日から施行されました。その法律案が提案された際、次のように改正理由が説明されました。

「行政書士は、国家資格者として、官公署へ提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを中心とした業務を行うことにより、行政の円滑な推進に寄与し、及び国民の利益の速やかな実現に貢献しているところであります。めまぐるしく変貌する社会にあって、その業務は、制定改廃される法令に精通し、複雑化、高度化する行政に対応することが要求され、きわめて高度な内容のものとなっております。また近年、行政事務の合理化、効率化が求められておりその点からも行政書士の業務の重要性は、ますます大きなものとなってきております。この法律案は、このような現状を踏まえ、行政書士の業務の質を確保するため、行政書士の欠格事由に破産者で復権を得ないものを加え、罰則を整備するとともに、法律の目的規定を設けることとするものであります。」

そして、目的規定が次のように創設されました。

「第一条（目的）この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続きの円滑な実施に寄与し、国民の利便に資することを目的とす

る。」

（月刊日本行政1997年7月号 P. 5～11参照）

業務指導部と致しましても、このように行政書士業務の重要性が謳われ、法制度としての充実が図られた経緯を受け止め、その制度を支える個々の会員事務所のより一層の発展のため専門業務の確保と改善、拡大を目指す事業に会員の御協力のもと取り組んで参りたいと思います。

主な推進事業

(1) 法令の制定、改正に伴う業務の研修に関する事業

イ 建設業新経営事項審査申請業務について

ロ その他主要な専門業務、新しい業務（NPO法等）について

(2) 農地転用・行政書士専用用紙の制作、使用に関する事業

(3) 公共嘱託事業の受託推進に関する事業
経営事項審査業務の受託推進について

以上の事業を推進してゆくために、研修会の開催と研究会の充実を図るとともに、調査及び資料を収集の上、情報として会員に提供してまいりたいと考えております。

おわりに

研究会は現在、車庫証明研究会、国際業務研究会、建設業研究会等がありますが、今年6月には新たに電子申請研究会も発足致しました。これら事由関連な研究会活動をペースに専門業務の研鑽を深めつつ、会員同士の絆を強くしてゆきたいと念願致しております。

とりわけ、新しく入会された方などで業務遂行上、疑問点やお困りのことなどおありでしたら、本会事務局へ御連絡下されば業務指導部員あるいは本会役員において、できる限りの対応をさせて頂きたいと考えております。

行政書士業務の今後の課題

業務指導部副部長 的場 晴次

1. 電子申請の現状と課題

今年3月27、28日の両日開催された日行連の「電子商取引実証実験」総括会議の席上で、建設省の指名願の「インターネット一元受付」の問題が、出席会員から指摘されました。

3月中旬に建設省より発表された指名願の「インターネット一元受付」は日行連より各単位会へ情報として流されていましたが、その重要性に気が付いたのはインターネットに習熟した一部の会員のみでした。

総括会議では日行連に対して、緊急にこの問題に対処することを提言し、総括会議参加者はこの問題を各単位に持ち帰り検討することとなりました。当会では6月27日の理事会で「高度情報通信社会対策委員会」を会長直属の組織として発足させました。

建設省の「インターネット一元受付」は行政書士業務の遂行に次のような大きな問題を投げかけています。先ずPC（パソコン）での文書作成及びインターネットを通しての官公署への申請は、行政書士以外の者が業として行っても行政書士法違反には問えないことです。この問題に対しては行政書士法の早急な改正が求められます。

次に、「インターネット一元受付」はそのシステムに参加していないと業務ができないという締め出しの問題です。すでに(財)日本建設情報総合センターが行っていますコリンズ（公共工事の工事实績情報サービス）の登録は、日本高速通信(株)の通信回線を利用したインターネット方式で行われており、行政書士以外の者が登録を代行することも可能です。建設省では(財)日本建設総合情報センターは官公署では無いから誰が申請しても行政書士法違反とはならないとの見解であり、(財)日本建

設総合情報センターでは日本高速通信(株)の回線を利用して行政書士がコリンズに工事实績を登録することは構わないが、行政書士の資格者欄を登録ソフトに組み込むことはしないとの方針です。

行政改革に伴う独立行政法人の設立及び電子申請の問題は、行政書士にとって今後の大きな課題となると思います。インターネットを利用した電子申請には本人確認、代理人確認、申請文書の改ざん、プライバシーの保護、文書到達の確認、国家資格者の認証等様々な問題を抱えていますが、この様な問題は技術の進歩で解決されていくと思います。

今回の建設省の「インターネット一元受付」は平成11・12年度限りのものであり、認証を行う日本ベリサイン(株)も今後継続して使用するかは未定です。しかし、PCを使ったインターネットによる電子申請は、今後各省庁において確実に増加することは間違いありません。

会員各位におかれましてはPC及びインターネットは「習うより慣れろ」の諺の通り、実際に使用しながら習熟されることをお勧め致します。尚、建設省の今後の予定は下記のとおりです。

システム設計	: 7月
システム開発	: 8月
動作確認	: 8月中旬～9月中旬
システムテスト	: 9月中旬～9月末
総合テスト	: 10月
建設省ホームページ	
http://www.moc.go.jp/	
一元受付について	

<http://www.moc.go.jp/bid/ichigen.htm>

2. 特定非営利活動促進法（NPO法）と行

活動の報告

政書士業務

特定非営利活動促進法（以下NPO法という）が成立し、12月1日より施行されることが決定しました。このNPO法は行政書士にとっても重要な関係を持つ法律です。一般的にはNPO（Nonprofit Organization）とは民間の営利を目的としない活動を行う組織を言います。NPO組織は税金によって提供される行政サービスを行う行政組織（第一セクター）や営利を目的とするサービスを提供する株式会社等（第二セクター）とは異なる第三の社会活動を担う社会的組織（第三セクター）です。

NPO法は地域社会において国民が社会に参加し活動することを活性化させ「自覚と責任のある社会」を築くことを目的としています。NPO法では12の活動分野を特定していますが、この活動の担い手としてNPO法人の設立が認められています。NPO法人は経済企画庁長官若しくは都道府県知事の認可によって設立されるものであり、行政書士が関与して設立できるものです。

NPO法人は社会的使命若しくは公共の福

祉を実現する法人として、その活動には多くの期待が寄せられています。具体的な活動団体としましては医療福祉の増進を図る団体、社会教育の推進を図る団体、文化芸術の振興を図る団体、スポーツの振興を図る団体、国際協力を推進する団体等が対象となります。

これらの団体が法人化され、会員の会費、民間からの寄付金、助成団体の奨励金、行政からの補助金を資金として、各々の目的に沿った活動を行います。この様なNPO法人で働くことは、従来の行政組織や株式会社等で働くのとは異なる新しい働き場所を提供することとなります。

NPO法人の活動の評価は、その設立に係わる行政書士の社会的評価を高めることに繋がります。

当会ではこの法律の重要性に鑑みて、日本行政書士会連合会に対して別紙内容の要望書を提出致しており、会員の皆様方におかれましても行政書士の新しい業務分野として、NPO法の十分なお理解を賜りますようお願い申し上げます。

…行政書士の業務範囲が広いので…

○ 研修会等について

会員の携わる機会が多い主要な業務について年数回研修会を開催しております。例えば昨年度は建設業許可や開発許可の申請に関して実施致しました。今年度も主要な業務の他に、NPO法など新しい専門業務についても開催を検討しております。

また、テーマを自由に選び、数人の世話人の自主的な運営による研究会があります。現在、車庫証明、建設、国際業務、電子申請等の研究会があり、活動をはじめております。

さらに、新規登録者が一定数に達したところで、新入会者を対象にオリエンテーションが持たれることになっています。

○ 個別の相談等について

具体的に業務の依頼があり、法令や解説書で研究の上、様式に沿って書類作成をするわけですが、その際、疑問や不明な点が生じた場合、石川会事務局へご連絡下されば、業務指導部及び役員においてアドバイス等の態勢を取らせて頂きます。

○ 尚、日行連や他の単位会、石川会の六支部においても研修会が開催されますので積極的にご参加下さい。今後とも研修テーマ等についてご意見を頂くなど、会の活動にご協力をお願い致します。

業務指導部

日本行政書士会連合会
会長 盛 武 隆 殿

石川県行政書士会
会長 藤 井 國 穂

要 望 書

特定非営利活動促進法（NPO法）が成立し、12月1日より施行されることが決定されました。

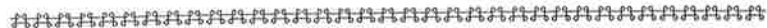
この法律は、地域社会において国民が社会に参加し活動することを活性化させ「自覚と責任のある社会」の構築を目指す、非常に重要な課題を持った法律です。この「自覚と責任のある社会」の担い手となるのが、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて設立される法人組織です。

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく法人組織とは、経済企画庁長官若しくは都道府県知事の認可によって設立されるものであり、行政書士が関与して設立できるものです。

従って、日本行政書士会連合会において全国の行政書士に対し、その法律の主旨の周知徹底と指導を下記のとおりされますことを要望します。

記

1. 日本行政書士会連合会は、特定非営利活動促進法（NPO法）を研究し、行政書士が業務として関与するための研修会等を開催する。
2. 日本行政書士会連合会は、特定非営利活動促進法（NPO法）の施行にあたり、経済企画庁長官にその施行に際し、有資格者団体として積極的に関与し協力する旨の申し入れをする。
3. 日本行政書士会連合会は、特定非営利活動促進法（NPO法）の施行にあたり、都道府県知事に有資格者団体として積極的に関与し協力する旨の申し入れをすることを各単位会に指導する。
4. 日本行政書士会連合会は、行政書士が特定非営利活動促進法（NPO法）を通じて地域社会に参加し「自覚と責任のある社会」に寄与することで、行政書士の地位向上を積極的に推進する。



行政書士会の活性化について

輪島支部 八木 史郎

数多くの研修会の開催、また種々改正事項、その他説明会等のご案内大変結構な事だと思えます。その上で会の活性化について少し考えてみたいと思います。特にここ数年前より実施している地区別懇話会（3会場）また年に一度の定時総会等の会議の出席率の悪さには大変おどろいております。総会などは多数の会員が出席され議案等十分内容のある議論をすべきものと思えます。

会の活性化は、各種会合の出席率の向上が一番大切な事であり、その環境づくりが求められるべきものと思えます。

不景気に思う

金沢支部 河本 照正

今度の不景気は、大変深刻だ。

経済雑誌を拾い読みしても、暗い記事ばかりで、明るい事は書いていない。

特に、建設業と金融業に関する記事が多い。

われわれの預金金利にしても、1年定期ならば5%の金利は当然だと長い間思っていたが、1%にも満たないなんて想像もしていなかった。銀行の貸倒れ損失の救済金利だとも言われているが、世界中にこんな安い金利は日本だけで、米国やヨーロッパでは5%程度以上だ。そのうちに、もっと金利を下げて無利息か、マイナスの金利、つまり金利をつけて頂けることになる？。

われわれに関係の深い建設業界も四苦八苦の状態、危ないと評判が出ているゼネコンでは、下請けが敬遠し、品物も現金でなければ調達できないとの声も聞く。数年前までは、下請け業者がゼネコンに日参して仕事を貰っていたことを考えれば、世の中の逆転現象だ。ともかく、早く景気が良くなり、逆転現象を直してほしいものだ。

行政書士会に望む

輪島支部 宮下 重秋

私は、税理士として業務を行っているため、無試験にて本年2月2日に行政書士として登録させて頂きました。

法令等により、業務範囲の広さについては、一応認識していたつもりでしたが、登録時に頂いた資料を見て、改めてその職域の広さに驚嘆する一方で、この業務を誤りなく遂行できるか不安で一杯になりました。

職業専門家として、顧客の信頼にこたえるため、法令、実務に精通できるよう自分自身、努力することについては言うまでもありませんが、その限界を感じてしまうのは私だけでしょうか？

私は、会員及び職員研修の機会をもう少し増やし、また、会員のための相談室を設置するなど、行政書士として、自信を持って完璧な業務が遂行できるよう環境を整えていただきたいと願っております。

どうかよろしく申し上げます。

交流レポート

全国女性行政書士交流会 神奈川県で開催に参加して

輪島支部 **大森千歌子**

全国女性行政書士交流会が、6月6日・7日の両日にわたり、横浜市で開催され、北は秋田県から沖縄県までの64名が集いました。石川県からは2名参加いたしました。

初日には、神奈川県行政書士会相談役 南憲一先生野「行政手続法の概論について」と題しての講演があり、引続きグループ懇談で

1. 業務上の悩みや業務上の感想
1. 仕事と家事との両立について(育児等)
1. 規制緩和、電子申請等について
1. 行政書士件別報酬額について

等について女性の立場での種々な意見、体験談など、ざっくばらんに話し合い、今後の仕事を行う参考になったと思います。

仕事をやる事には、男性、女性の区別はないとは言いながら、やはり女性らしくありたいと願うとき、今回の交流会での討論は本当に有意義であったと感じました。

グループ懇談会の後は、詩人 麻生直子氏による「詩との出逢い、詩の愉しみ」と題しての講演を聞き、その後講師の先生、来賓の方々をまじえての懇親会で、和気あいあいと話が弾みました。女性の会のことも話題となり、他県の様子は、昨年全国女性行政書士交流会開催を石川会がお世話した際、石川会の女性行政書士が協力し、その役目を果たしたのを機会に女性行政書士交流会石川県を結成しているだけに、特に興味深く、その運営について、考えさせられました。

第2日目は、横浜の名所「三溪園」を見学し、その後、21世紀の未来都市をめざして整備を進めているという横浜市を一望できるランドマークタワー69階からの展望を楽しみました。

平成11年は、山形県で開催です。

今後もこの会が、より多くの会員の集う会となりますように、そして、石川県からも多数参加できますように願っております。皆さん、来年サクランボの季節に山形で！を合言葉に、健康でがんばりましょう。

電子申請研究会発足のお知らせ

電子申請研究会代表世話人 **寺田 隆**

平成10年6月1日付をもって、石川県行政書士会業務指導部のグループ研究会のひとつとして、西山忠会員、中川大会員と共に「電子申請研究会」を設立いたしました。

情報の電子化、電子申請等の業務分野についての研究活動を目的としています。

ここ2、3年のパソコンとインターネットは驚くべき進歩です。また、官公署のパソコンとインターネットへの取組みは、信じられないくらいのはやさで進んでいます。

我々行政書士も、電子申請に対する対応が迫られております。

具体的な内容及び募集方法は未だ未定ですが、「電子申請に対応出来る行政書士」を目指し、まずはパソコン操作技術中心の研鑽を予定しております。興味のある方は、ぜひ御参加をお願いいたします。

新年度具体的事業方針決まる

平成10年度 第2回理事会開催

さる6月27日午後1時30分からMRO会館別館2階会議室で平成10年度第2回理事会が構成員23名中16名の出席で開催され各部から提出された新年度の具体的事業方針が原案通り可決承認された。

なお、理事会には前多支部長会長がオブザーバーとして出席し議事及び議決事項を確認した。また、議長の要請で各種議案についての参考意見を開示した。

◎可決承認された主な内容

・総務部関係

- ①会員事務所章を作成し新入会員へは無料で、現会員には半額で頒布する。
- ②会で高度情報通信社会対策委員会を設置し、パソコン及び周辺機器を導入する。
- ③先進他県単会のノウハウを学ぶ。
- ④会則変更の周知徹底と会費納入方法の改善。
- ⑤各支部長へ理事会配布資料及び議決事項を送付する。

・経理部関係

- ①定期預金（会館建設預金）を特別会計とし、本会計と分離した別計上とする。
- ②経費の支出承認をより厳密に行う。
- ③経理処理の迅速化と事務員の教育。

・法規企画部関係

- ①業務報酬額標準取扱要領の早期作成

・広報部関係

- ①会報の年間3回発行の確立。
- ②FAXやパソコンを利用するなどの情報提供システムの確立。
- ③行政書士制度強調月間でのマスコミ対応の強化。

・業務指導部関係

- ①法の制定、改正に伴う業務研修の実施

- a. 建設業法改正に伴う研修会
- b. NPO法制定やISO取得に関する研修
- c. パソコン研修など電子申請に対応するための継続的研修

②公共嘱託事業の受託推進に関する事業

- a. 先進他県会への視察訪問
- b. 受託環境の調査・整備
- c. 近隣県会との共同研究

・監察部関係

- ①行政書士制度強調月間での本会事業の具体的取組みを急ぐ。

- ②同支部での取組みを援助するため支部との連絡を密にする。

- ③非行政書士業務の実行者には、指導、抗議、告発などで対応する。会員からの連絡を要請する。

◎特別委員会の設置（会則36条関係）

1. 規制緩和対策特別委員会

（「行政書士の書類作成業務の独占廃止」阻止闘争本部を発展させる。）

委員は、会長に一任。

2. 高度情報通信社会対策特別委員会

（急速な高度情報通信社会に組織として対応し、また、導入整備予定のパソコンの有効活用のための組織）

委員は、会長に一任 ただし、副会長、理事のほかパソコン及び同通信を導入している会員で5～7名程度

3. 金沢支部から提出された日行連に対する要望書「NPO（特定非営利活動促進）法の世論喚起に関する要望」についても満場一致可決承認され、早速日行連へ要望書が送付された。

なお、理事会に先立ち6月23日（火）午後1時から本会会議室で部長会が開催され、理事会への提案議案が審議された。

会務日誌

22・23日	日行連理事会	1名
29日	七尾支部定時総会（和倉温泉宝仙閣）	1名
5月8日	業務指導部会打合せ会（電子申請に関する）（本会会議室）	7名
15日	輪島支部定時総会（ねぶた温泉能登の庄）	1名
20日	小松支部総会（サンピア小松）	1名
22日	本会行政書士会定時総会（山代温泉山下家）	44名
〃	★日本行政書士政治連盟石川県支部定期大会	
23日	石川県土地家屋調査士会定時総会（金沢都ホテル）	1名
27日	社会保険労務士会定時総会（金沢郵便貯金会館）	1名
30日	福井県行政書士会定時総会（福井県織協ビル）	1名
〃	石川県司法書士会定時総会	1名
6月5日	金沢支部定時総会（ホテル六華苑）	1名
6日	中部地方協議会理事会（三国観光ホテル）	1名
6・7日	中部地方協議会定時総会（三国観光ホテル）	5名
9日	新経審検討会（労済会館）	
〃	事務局職員面接（本会会議室）	3名
〃	登録証伝達式（本会会議室）	3名
〃	会長来局執務	
12日	広報部会（本会会議室）	4名
13日	事務局職員面接（本会会議室）	3名
16日	業務指導部会打合せ会（電子申請に関する）（本会会議室）	7名
〃	石川県情報政策課との意見交歓会	7名
〃	★石坂県議会議員訪問	7名
17・18日	日行連定時総会（ポートピアホテル）	4名
〃	★日政連定期大会（ポートピアホテル）	4名
23日	北陸税理士会金沢支部定期総会（金沢東急ホテル）	1名
〃	部長会（本会会議室）	8名
25日	★岩本荘太参議院議員立候補者「必勝祈願祭・出陣式」参加	4名
7月2日	★参議院議員小山孝雄氏参議院選挙応援参加	10名
3日	業務研修会（電子申請に関するパソコン操作）	
4日	日本公認会計士協会北陸会 記念講演会	1名
5日	★村上正邦参議院自民党幹事長参議院選挙応援参加	25名
7日	業務指導部会	6名
10日	業務研修会（電子申請に関するインターネット）	

事務所掲示用 名称入り会員章

- ・会員の意識高揚と宣伝用に作成しました。
- ・規格 タテ350m/m ヨコ400m/m アツサ7m/m
- ・材質 プラスチック2重張合わせ（錆びず色あせせず）
- ・色合 生地色（下地）濃紺つや消し、文字等 金色
- ・頒布価格 作成記念（8月中）4,000円+送料
9月以後 6,000円+送料
(いずれも本会から半額補助されています。)



山本事務員 長い間有難うございました

7年の長期にわたって事務局員として働いてこられた山本英子事務員がこの7月いっぱい退職されることになりました。たった一人しかいない事務局で内外との連絡、書類作成整理、郵送、ファックス送受信、経理事務その他諸々、連日身を粉にして働いて来られました。

まだまだ事務局にて残っていて欲しい気持ちは山々ですがこれ以上強いるのはお気の毒なような気がします。本当にお疲れさまでした。

引き続き新しく事務局に入られました武内利枝さん、これから宜しくお願い致します。

貴重な経験をさせて頂きました

山本 英子

石川県行政書士会事務局へ平成3年9月に事務員として、勤めてから早いもので、約7年という歳月が過ぎましたが、このたび、一身上の理由で退職することになりました。

振りかえりますと、世の中の変化が一番激しい時期が重なりあって、個人的な面でもワープロ操作方法、経理業務におけるパソコンの導入などもあり、スキル不足に伴うミスや幾多の失敗や冷や汗をかくような思いの連続でしたが、会長、総務部長をはじめ、諸先生方からのご指導・ご鞭撻をいただきながら曲がりなりにも今日まで、何とか事務局の業務を勤めさせて頂きました。

本当にありがとうございました。

この仕事に携わって、良かったことは、年1回開催される全国の事務局長会議へ出席して、仕事に対する悩みとか課題について情報交換ができたことや、また、交流を通じて、仕事以外の家庭等についても親しく話ができ、事務局員の立場ですが横のつながりができたことが、本当に良かったと思っています。

まだまだ、未熟な面もありますが、世の中の厳しさ、責任感など仕事を通じて経験できたことは、人生の中で代え難い経験であると感じております。

最後に、石川県行政書士会の益々の御繁栄をお祈りします。

一刻も早くお役にたてばと思います

武内 利枝



始めまして。御縁がありまして山本さんの後を勤めさせて頂くことになりました武内と申します。どうぞ宜しくお願い致します。

自己紹介をとのことですが、家族は主人と長男（大学4年）と長女（大学1年）の4人です。子供二人は県外在学中です。高尚なこととはできず、趣味と言える程のものではないのですが、何かを作って見るのが好きです。手芸、フラワーデザイン等。そしてささやかな夢として今は“旅”をしてみたいと思っています。

後先になりましたが事務局の仕事に早く慣れて少しでもお役に立てるよう努力致しますので宜しく御指導下さいますようお願い申し上げます。

会 務 日 誌



新規登録入会者 (10名)

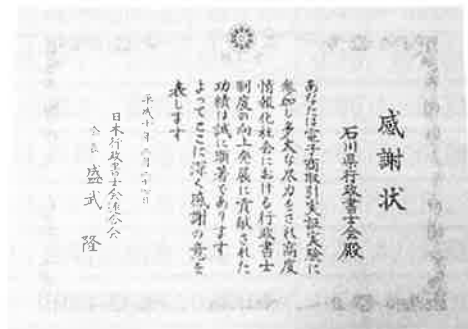
登録年月日	所属支部	氏 名	事 務 所 ・ 住 宅	電 話 番 号
平成10. 2. 2	輪 島	宮下 重秋	(事)鳳至郡能都町字姫卜字29番3地	(0768) 62-3077
			(住)鳳至郡能都町字姫卜字29番3地	(0768) 62-0186
平成10. 2. 16	金 沢	中 修司	(事)金沢市間明町2丁目265番地	(076) 291-6811
			(住)金沢市間明町2丁目256番地	(076) 291-1617
平成10. 2. 16	小 松	山崎 豊	(事)小松市南浅井町ハ55番地1	(0761) 20-3175
			(住)小松市南浅井町ハ55番地1	(0761) 21-6357
平成10. 3. 2	金 沢	近藤 守	(事)石川郡野々市町高橋町20番5号	(076) 246-6139
			(住)石川郡野々市町高橋町20番5号	(076) 246-6139
平成10. 3. 2	金 沢	北嶋 寛	(事)金沢市小立野2丁目12番5号	(076) 261-0760
			(住)金沢市小立野2丁目12番5号	(076) 261-0760
平成10. 5. 1	加 賀	下 登志博	(事)加賀市山代温泉リ47番地4	(07617) 7-2886
			(住)加賀市山代温泉リ47番地4	(07617) 7-2886
平成10. 5. 15	金 沢	新谷 武	(事)金沢市大浦町ヲ75番地1	(076) 239-3566
			(住)金沢市東蚊爪町チ61番甲地	(076) 238-0722
平成10. 6. 1	金 沢	大田 晃	(事)金沢市つつじが丘183番地	(076) 243-8907
			(住)金沢市つつじが丘183番地	(076) 243-8907
平成10. 7. 1	輪 島	今井 善弘	(事)輪島市河井町5部282番地	(0768) 22-1094
			(住)輪島市里町6部1番地	(0768) 34-1047
平成10. 7. 1	金 沢	長田 和彦	(事)金沢市八日市1丁目52街区2番	(076) 280-7891
			(住)金沢市四十万町北イ291番地5	(076) 298-6089

退 会 者 (11名)

退会年月日	氏 名	退会事由	退会年月日	氏 名	退会事由
平成10. 2. 19	竹 内 弥三男	廃 業	平成10. 4. 6	音 地 寿美子	廃 業
平成10. 2. 19	今 井 孝 次	死 亡	平成10. 4. 20	市 川 一	廃 業
平成10. 3. 4	道 下 久 作	死 亡	平成10. 5. 14	亀 岡 加奈子	廃 業
平成10. 3. 19	宮 崎 晃	廃 業	平成10. 6. 7	中 村 忠 義	廃 業
平成10. 3. 31	小 坂 敏 明	廃 業	平成10. 6. 30	和 泉 千 世	廃 業
平成10. 3. 31	生 水 直 温	廃 業			

電子商取引実証実験に感謝状

官公署では、申請書類等の電子化がすすんでいます。当会では金沢市役所等と電子申請実験を行ってきました。その電子商取引実証実験の業績が報われて、日行連から右の感謝状が届きました。



編集後記

激しい参議院議員選挙が終え、新しい議員が誕生した。高く掲げた公約、当選時の初心をこれからの政治活動に勤しんで欲しいものです。

我々士業を取り巻く環境は極めて厳しいことをご承知の通りです。もし、政府行政改革委員会規制緩和委員会委員会の意見書が修正されることなく原案通り採択されていたらどうだろうか。

県内では行政書士制度が存続、堅持されるべく石川県議会ははじめ多数の市町村議会において意見書や請願書が採択された。各議会においても、ことの重大さを如実に反映したものだと思われる。ここまでこぎつけるまでには各支部長さんをはじめ、多数の会員の理解と努力の賜だと思えます。

我々の業務が現在、将来ともに安心して出来得る環境づくりに努力していきたいと思えます。奥田敬和代議士が去る7月16日永眠されました。心中よりご冥福をお祈り致します。

会報いしかわ第23号

発行日 平成10年8月10日

発行人 会長 藤井 國 穂 ・ 広報部長 倉 本 守

発行所 石川県行政書士会

〒920-0964 石川県金沢市本多町3丁目2番1号 MRO別館3階

TEL(076)265-5551・FAX(076)232-3052

